

変更公告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処
調達会計部長 山崎 雅文

下記のとおり公告 第M007 号の一部を変更しますので、関係事項を承知のうえ参加して下さい。

記

1 変更する事項

別紙のとおり変更する。

上記のとおり訂正し、変更します。
その他の事項については、変更ありません。

2 その他

不明事項については、下記に問い合わせして下さい。

公告に関する問い合わせ先			
名 称	陸上自衛隊関西補給処 (宇治駐屯地)	所在地	611-0011 京都府宇治市五ヶ庄官有地
電 話	0 7 7 4 (3 1) 8 1 2 1	F A X	0 7 7 4 (3 2) 4 5 8 0
E-mail	fin-madep@inet.gsdf.mod.go.jp		
担 当	調達会計部 契約課 吉田 内線 294		

仕 様 書

- 1 件 名 宇治（6）空調機保守点検
- 2 場 所 京都府宇治市五ヶ庄
 （陸上自衛隊宇治駐屯地）
 京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字縄田259
 （陸上自衛隊祝園分屯地）
- 3 期 間 契約日～令和7年3月31日
 冷房イン点検 令和6年 5月 第4週から実施
 暖房イン点検 令和6年10月 第4週から実施
 ※保守点検該当建物の室内保守作業日は下記のとおりとする。

点検内容	場所	実施日 (基準)	該当建物	点検機器 (図示による)
冷房 イン 点検	宇治	5月20日	289号 女性自衛官隊舎 327号 機械室 324号 生活隊舎	対象各室
		5月21日	338号 通信整備工場	対象各室
		5月22日	337号 本部庁舎	対象各室
		5月25日	337号 本部庁舎	AC①～③
	80号 医務室 294号 食厨 319号 訓練センター		対象各室	
	祝園		6月10日	550号 本部庁舎 589号 隊庁舎
		6月11日	555号 整備工場 561号 警衛所 586号 検査整備場	対象各室

点検内容	場所	実施日 (基準)	該当建物	点検機器 (図示による)
暖房 イン 点検	宇治	10月26日	337号 本部庁舎	AC①～③
			80号 医務室 294号 食厨 319号 訓練センター	対象各室
		11月6日	338号 通信整備工場	対象各室
	11月7日	337号 本部庁舎	対象各室	
	祝園	11月11日	589号 隊庁舎	対象各室
		11月12日	555号 整備工場 561号 警衛所 586号 検査整備場	対象各室

4 概 要 空調設備の冷房イン及び暖房イン点検

5 一般共通事項

- (1) 作業は、本仕様書及び国土交通省建築保全業務共通仕様書に基づき実施すること。
- (2) 作業に際し、仕様書に疑義が生じた場合は、すべて監督官と協議し、指示に従って作業を実施すること。また、軽微な変更については、請負金額の変更はしないものとする。
- (3) 作業時間は、平日8時30分から午後5時までを基本とし、平日作業ができない場所については監督官と事前に協議をする。
 その際、着手に先立ち工程表を作成し、監督官の承諾を得るものとする。
- (4) 作業写真は、作業前、作業中、作業後及び作業中に隠蔽となる箇所、作業状況その他監督官の指示する箇所を撮影すること。

件 名	宇治(6)空調機保守点検		
種 別	図 示	縮 尺	頁
陸上自衛隊 関西補給処 総務部		図 示	1

また、作業完了時にA4版アルバムに整理し、ネガと共に提出すること。

デジタルカメラを使用する場合についても同様に印刷、製本して提出する。

- (5) 作業場所以外への立入は禁止とし、喫煙については監督官が指定した場所で喫煙すること。

6 特事項

- (1) 保守点検中に疑義が生じた場合は、監督官と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (2) 保守期間中において、故障等の発見又は部隊から異常の連絡を受けた場合は、3日以内に現状を確認して、速やかに原因を究明し状況を監督官に報告してその指示に従うこと。
必要に応じ、改善に対する見積書を提出する。
- (3) 機能点検等で部品交換、冷媒関係の整備が必要な場合、監督官と協議すること。
- (4) 保守点検終了後、点検結果報告書(様式随意)を提出すること。
なお、冷媒漏えい点検については、別紙様式1に基づいて作成すること。
- (5) 冷媒漏えい点検は、日本冷凍空調設備工業連合会の「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン(平成27年4月1日改定)」に基づいて実施すること。
- (6) 保守点検時、汚れ、目詰まり、変形、破損及びベルトの緩み等の軽微なものについては、消耗部品及び材料(パッキン、潤滑油、ランプ、ヒューズ、吸収液等、ウエスその他これらに類するもの)を使用して清掃、洗浄、補充及び補修等、適切な処置を行うものとする。
その他、消耗部品及び材料ではできない修理及び交換等の必要な箇所がある場合、監督官と調整すること。
- (7) 絶縁抵抗(1MΩ以上正常)、電圧変動(定格電圧の10%以内正常)、電流(定格電流以下正常)及び温度、圧力を測定し、測定結果に異常が見られた場合、監督官に報告のうえ指示に従い、処置を施すものとする。
- (8) 保守点検の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、請負業者の責任で場外処分すること。
この際、処置については「廃棄物の処理及び清掃に関する法令」等関係法令を遵守すること。また、産業廃棄物管理票を監督官へ提出すること。

- (9) 宇治駐屯地の対象建物のうち、337号本部庁舎の蒸気吸収式冷温水発生機については、メーカーに保守点検を実施させることとし、メーカーの指定する代理店等の証明書等の写しを、事前に提出すること。
また、点検終了後にメーカーの点検結果報告書を提出させること。
なお、337号本部庁舎の蒸気吸収式冷温水発生機については、吸収液(インヒビターGセット、アルカリ調整液)の交換も、必要に応じて実施させること。

7 検査

冷房イン点検及び暖房イン点検終了後、それぞれ検査を実施する。
なお、手直し事項が生じた場合、手直し完了後、再検査を受けること。
書類検査(点検結果報告)実施後、合格をもって完了とする。

件名	宇治(6)空調機保守点検		
種別	図示	縮尺	頁
	陸上自衛隊 関西補給処 総務部	図示	2